

[別紙1]

鳥取県空き家対策支援事業補助金の事務手続きについて

当補助金の申請窓口は、建物のある市町村です。

事務手続きの主な流れは以下のとおりですが、申請様式等については、各市町村で異なりますので、各窓口へお尋ねください。

1. 交付申請提出



2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)



3. 事業開始 → 着手届提出



4. 事業完了



5. 実績報告書提出

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課
0857 - 26 - 7390 chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp